

ハラスメント 防止のために

滋賀県立大学は、大学の全ての構成員が、
快適な教育研究環境を作り上げ、学生の皆さんが充実した
キャンパス・ライフを送ることができる大学を目指します。

ハラスメントは

人としての尊厳を傷つけ、大学構成員相互の信頼関係を損ねるばかりでなく、基本的人権を侵害する行為です。

そのためには

勉学、職務・研究上の地位、課外活動における関係を利用して、相手の意に反する不適切な言動等の「ハラスメント」の行為を許しません。

滋賀県立大学では

大学の全ての構成員が、本学において学び、働き、研究する自由と権利をハラスメントによって妨げられることがないよう、その防止に全学で取り組みます。

このリーフレットは

ハラスメントを、「許さない」「起こさない」ために「**滋賀県立大学人権問題委員会**」が大学の構成員の皆さんにお知らせするものです。

セクシュアル・ハラスメントとは？

セクシュアル・ハラスメントとは、役員、職員、学生等および関係者が、他の役員、職員、学生等および関係者を不快にさせる性的な言動をいいます。

アカデミック・ハラスメントとは？

アカデミック・ハラスメントとは、教員がその職務上の地位または権限を利用して他の教員または学生等に対して行う研究もしくは教育上または就学上の不適切な言動をいいます。

パワー・ハラスメントとは？

パワー・ハラスメントとは、役員および職員が職務上の地位または権限を利用して他の職員に対して行う就労上の不適切な言動をいいます。

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動とは

(1) 性的な内容の発言

① 性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ・ 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと
- ・ 性的な経験や性生活について質問すること

② 性別により差別しようという意識に基づくもの

- ・ 「男のくせに…」 「女のくせに…」 などと発言すること
- ・ 成人に対して「男の子」「女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること

(2) 性的な行為

① 性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
- ・ 身体を執拗に眺め回すこと
- ・ 食事やデートにしつこく誘うこと
- ・ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送ること
- ・ 身体に不必要に接触すること
- ・ 不必要な個人指導を行うこと

② 性別により差別しようという意識に基づくもの

- ・ 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
- ・ カラオケでデュエットを強要すること
- ・ 酒席で、教職員の側に座席を指定したり、お酌やチークダンスを強要すること

アカデミック・ハラスメントになり得る言動とは

(1) 研究活動の阻害

- ・ 正当な理由なく、文献・図書や機器類を使用させないこと。
- ・ 正当な理由なく、実験機器類や試薬等を廃棄すること。
- ・ 正当な理由なく、研究室への立ち入りを禁止すること。
- ・ 正当な理由なく、机を与えないまたは条件の悪い部屋に隔離したりすること。

(2) 教育指導の阻害

- ・ 正当な理由を示さず単位を与えないこと。
- ・ 正当な理由なく、本人の希望に反する学習・研究活動や研究テーマを押しつけること。
- ・ 「放任主義だ」と言って、研究指導やアドバイスをしないこと。
- ・ 論文原稿を受け取ってから、正当な理由なく、何日間も添削指導しないこと。
- ・ 意見の合わない学生に対して、指導を拒否したり差別待遇をすること。

(3) 権力の乱用

- ・ 卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させること。
- ・ 正当な理由なく就職や他大学進学に必要な推薦書を書かないこと。
- ・ 正当な理由なく、他の教育研究組織への異動を強要すること。
- ・ 「幼稚なお前には指導の必要がある」などと言い、精神的苦痛を与えること。

パワー・ハラスメントになり得る言動とは

- ・ アドバイスではなく、些細なミスに対して大声で叱責したり、または執拗に暴言を繰り返すこと。
- ・ 「昇進に響くよ。」などと言って仕事を強要すること。
- ・ 鍛えてやる等、非合理的または非科学的で過酷なトレーニングを強要すること。
- ・ 客観的に達成不可能な目標を掲げさせ、それを達成できないと「お前は馬鹿だ。やめてしまえ。」と怒鳴りつけること。
- ・ 育児期間中の職員に勤務時間内にこなさきれない量の仕事を押しつけること。
- ・ 不当に他の大学や研究機関へ就労することを勧めたり、公募情報を提供したりすること。
- ・ 職場の飲み会の誘いを断ったら、上司から嫌味を言われ続け、「付き合いの悪い奴」として仲間外れにされること。

ハラスメントを起こさないためには

ハラスメントに関する言動等に対する受け止め方には、個人や男女、その人物の立場や社会的・文化的・宗教的・世代的な背景によって差があります。ハラスメントに当たるか否かは、言動を行った人の悪意の有無ではなく、言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

相手に屈辱感や不快感を与える言動をしないためには、日常、次のことを認識することが重要です。

- お互いの人格を尊重しあうこと
- お互いが大切なパートナーであるという意識にたつこと
- 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと
- 相手を劣った存在として見る意識をなくすこと
- 自らがどのような権力を持つ位置にいるのかを常に自覚し、社会にある差別に常に注意を払うこと
- 受け止め方には個人差があります。
 - ・ 親しさを表すつもりであっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること
 - ・ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと
 - ・ 相手との良好な人間関係ができていないと勝手な思い込みをしないこと
- 嫌がることは繰り返さない。
 - ・ 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと
- 相手から明確な意志表示があるとは限りません。
 - ・ ハラスメントを受けた者が、指導教員、先輩等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意志表示があるとは限らないこと
 - ・ 相手方が意思表示できないことをもって、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと
- キャンパス内だけの問題ではありません。
 - ・ 本学の人間関係が継続するような歓迎会、ゼミナール、サークルの酒席等の場においても注意する必要があること

ハラスメントの被害にあったときは

どうしても「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちですが、被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、滋賀県立大学の就学上のまたは就労上の適正な環境をつくる上で重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが望まれます。一人で悩まないで、次のように行動しましょう。

- 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。
 - ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識してください。
- 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をしましょう。
 - あなたが、相手方の言動を不快だと感じたら毅然とした態度をとることが重要です。相手に対して言葉をはっきりと「自分は望んでいないこと」「不快であること」を伝えてください。上下関係がある場合には、直接言いにくい場合もあるでしょう。手紙などの手段もあります。相手にはっきり「ノー」と言えなかったとしても、あなたが悪いものではありません。決して自分を責めてはいけません。
- 記録をとることが大切です。
 - 不適切な言動があった日時、場所、加害者名、言動の内容、そこに居合わせた人などについて可能な限り詳しく記録しておきましょう。できれば、誰か証人になってくれる人がいるときは、その人にあとで証言してもらうことの確認をとっておくことも必要です。
- 信頼できる人か大学の相談員に相談しましょう。
 - まず、友人や同僚など身近な信頼できる人に相談することが大切です。滋賀県立大学のハラスメント相談員に相談することもできます。

ハラスメントを見かけたときは

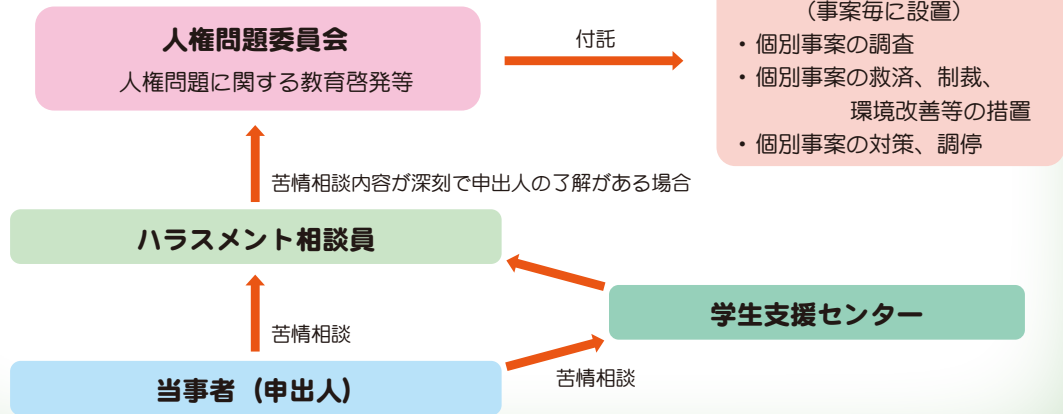
もし、自分のまわりでハラスメントの被害にあっている人を見かけたら、当事者間の個人的な問題として片付けずに、立場の弱い人がいること、立場の弱い人の気持ちを思いやることが重要です。

加害者に注意したり、被害者の証人になったり、相談にのってあげたり、相談員のところに同行するなど、滋賀県立大学の構成員の一人ひとりが、ハラスメントを許さない毅然とした態度をとることが望まれます。

ハラスメント防止のための滋賀県立大学のしくみ

公立大学法人滋賀県立大学ハラスメントの防止等に関する規程

- ・ハラスメントの定義と対象（職員・学生・大学関係者）
- ・職員、学生の責務：ハラスメントの禁止
- ・人権問題委員会による啓発と相談員の設置



ハラスメント相談窓口について

- ハラスメントの被害を受けたと思うときは、被害を深刻にしないため相談窓口を設置しています。相談員は、相談者の名誉・プライバシーを守ります。
- 一人で相談しにくい場合には、親しい友人などに付き添いや代理をしてもらっても構いません。ハラスメントを目撃したり、その可能性があると考えられる場合にも、相談員に相談してください。
- 「ハラスメント相談員」については、大学ホームページの「キャンパスライフ>ハラスメント相談」で確認してください。

ハラスメントに対する措置

- 本学は、ハラスメントの被害者に対しては、相談中、調査中であっても可能な限り最善の救済を行えるよう努力します。苦情を申し出たことによって不利益を受けることがあってはなりません。もし、そのような事態が生じた場合は、適切な措置を取ります。
- ハラスメントの内容によっては、職員の場合は懲戒処分、学生の場合は学則に基づく処分もあり得ることを認識してください。必要に応じて、処分内容を公表することもあります。
- 相談を受けたり、証言をするなど、問題解決に関わったいかなる人も不利益を受けることがあってはなりません。もし、そのような事態が生じた場合は、適切な措置を取ります。
- 被害拡大や再発防止のために、「授業担当停止」、「指導教員の交替」、「サークルの活動停止」、「職場などの環境の改善」、「加害者への研修実施」などの措置を取ることがあります。
- 相談者は措置等が十分実行されていないとの疑義が生じた場合は、直接またはハラスメント相談員を介して人権問題委員会委員長に改善申立を行うことができます。

滋賀県立大学人権問題委員会

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500

事務局 総務グループ 電話：0749-28-8205・8206
学生・就職支援グループ 電話：0749-28-8218